

模擬選挙等に係る選挙物品貸出要領

神戸市選挙管理委員会

1 目的

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に対し、実際に選挙で使用している選挙物品を貸出し、児童・生徒が児童・生徒会役員の選挙などで投票等を身近に体験することによって、授業のみならず日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とします。

2 貸出し物品等

- (1) 貸出し物品；「投票箱」、「投票用紙記載台」「模擬投票用紙」
- (2) 貸出し物品の設置方法や使用方法等の説明については、随時相談に応じます。

3 貸出し対象校

神戸市内の国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

4 貸出し手続き等

- (1) 貸出しを希望する学校は、所在する区の選挙管理委員会事務局に対して、貸出し希望物品・数量・貸出し希望期間、使用目的等を事前に連絡し、別添様式による「選挙物品借用申込書」を、借用初日の1週間前までに提出してください。
- (2) 次の事由に該当する場合は、貸出しを行いません。
 - ア 貸出し物品の数量が不足するとき。
 - イ 選挙事務の執行に支障をきたすおそれがあるとき。
 - ウ その他、貸出しが不相当と認められる事由があるとき。
- (3) 貸出しを行った場合であっても、次の事由に該当する場合は、貸出しの取消し又は停止をすることがあります。
 - ア 緊急に選挙事務を執行しなければならない事情が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
 - イ 貸出しを受ける学校が保管又は使用に関し、各区の選挙管理委員会の指示に従わないとき。
 - ウ その他、貸出しを続けることが不相当と認められる事由が発生したとき。
- (4) 貸出物品については貸出し後、学校の責任において管理し、使用後は速やかに返却してください。
 - ア 使用済の模擬投票用紙についても必ず返却してください。
 - イ 投票箱、投票用紙記載台が破損した場合は弁済となります。

5 その他

- (1) 「選挙物品借用申込書」については、市選挙管理委員会事務局のホームページにおいてもダウンロードができます。
(アドレス <http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/>)
- (2) 貸出し物品の運搬は、貸出しを受ける学校が行うものとします。

6 申込みおよびお問い合わせ先

区名	郵便番号	所在地	上段:電話 下段:FAX
東灘区 選挙管理委員会	658-8570	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号 (東灘区役所内)	078-841-4131(代) 078-841-3735
灘区 選挙管理委員会	657-8570	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号 (灘区役所内)	078-843-7001(代) 078-843-7011
中央区 選挙管理委員会	651-8570	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号 (中央区役所内)	078-232-4411(代) 078-222-6825
兵庫区 選挙管理委員会	652-8570	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号 (兵庫区役所内)	078-511-2111(代) 078-511-6496
北区 選挙管理委員会	651-1195	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号 (北区役所内)	078-593-1111(代) 078-593-2977
長田区 選挙管理委員会	653-8570	神戸市長田区北町3丁目4番地の3 (長田区役所内)	078-579-2311(代) 078-579-2335
須磨区 選挙管理委員会	654-8570	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号 (須磨区役所内)	078-731-4341(代) 078-731-9503
垂水区 選挙管理委員会	655-8570	神戸市垂水区日向1丁目5番1号 (垂水区役所内)	078-708-5151(代) 078-708-5106
西区 選挙管理委員会	651-2195	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3 (西区役所内)	078-929-0001(代) 078-929-0085
神戸市 選挙管理委員会	650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 (神戸市役所内)	078-322-5816(直) FAX 078-322-6150